

議案第6号

総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年総社市
条例第25号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が
可能となることから、勤勉手当を支給するに当たり、関係条文の整備を
行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年総社市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 略</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第14条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2 略</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第14条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。<u>この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>2及び3 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第14条の2 給与条例第27条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第27条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第26条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。ただし、当該報酬には第19条から前条までに規定する報酬を含まないものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第24条の2 給与条例第27条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。ただし、当該報酬には第19条から第23条までに規定する報酬を含まないものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第27条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p>	<p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。ただし、当該報酬には第19条から前条までに規定する報酬を含まないものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p>

この条例は、令和6年4月1日から施行する。